

## 令和5年度第3回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：令和6年1月29日（月）10：00～12：00

2 場所：大手町サンケイプラザ 3階 301・302号室（WEB会議併用）

### 3 出席者

#### (1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員、高委員、小林委員、佐野委員、次郎丸委員、辻本委員、村井委員、山崎委員、阿部委員、有賀委員、佐々木委員、中原委員、野口委員、市橋委員、西藤委員、加藤委員、田村委員、山本委員

#### (2) オブザーバー

国土交通省 石井企画専門官  
消防庁消防研究センター 鈴木主幹研究官

#### (3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、田澤係長、高島技官、佐々木技官、藤野事務官、榎本事務官、小谷野事務官

### 4 配布資料

資料3-1 建築防火に関する別棟みなし規定の創設を踏まえた消防法令の対応について  
とりまとめ（案）

参考資料3-1 防火規制に係る別棟みなし規定の創設（国土交通省資料）

参考資料3-2-1 厚木市で発生した駐車場火災について

参考資料3-2-2 自走式駐車場における防火対策の徹底等について（令和5年12月26日付け  
消防予第696号・消防消第444号）

参考資料3-3 令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況

### 5 議事

(1) 建築防火に関する別棟みなし規定の創設を踏まえた消防法令の対応について

(2) その他

### 6 主な意見交換（○：委員、●：事務局、■：オブザーバー（国土交通省））

#### (1) 建築防火に関する別棟みなし規定の創設を踏まえた消防法令の対応について

○ 資料3-1の12ページ目に、コアタイプ接続により別棟扱いとされる建築物の図があるが、右の図は別棟扱いとされる一方にしか階段がない場合もあると見受けられる。

建築基準法（以下「建基法」という。）上、そのような状況はあり得るのか。

また、資料3-1の15ページ目に、開口部が設けられる壁タイプの区画により別棟扱い

とされる建築物の当該開口部の要件として、「特定防火設備 2 枚」と赤字で強調しているが、経年劣化を考慮した定期的な点検を実施して、特定防火設備の信頼性を確保していく必要があると思う。

建基法上、定期点検が義務づけられていない建築物もあるが、そのような建築物についても、区画の要件とする特定防火設備について、しっかり点検をするよう消防庁が強く周知すれば、国土交通省も対応することと思う。

区画を形成する特定防火設備について、長期間に渡って信頼性を確保するための法的な措置を講ずることを考えていただきたい。

- 資料 3-1 の 12 ページ目の右図の場合、建基法上、防火の規定については別棟扱いとされるが、避難の規定については別棟扱いとされないものと承知している。

直通階段への歩行距離の規定もあるため、一般的に図のように片方のブロックに避難施設が偏る状況にはなりづらいものであると考えるが、あくまで建基法上はあり得ると考える。その場合であっても、消防法上、消防用設備等の設置単位として別棟扱いとされる場合は、別棟とされる部分ごとに動線が確保されることが適当であるとする。

- 建基法上、避難の規定についても別棟扱いとされる場合があるが、その場合は、別棟とされる部分ごとに避難の規定を満たすことが条件となる。

建基法上の定期点検については、御意見のとおりであり、周知を図っていきたい。

- 本検討会に係る検討部会の部会長をしているが、検討部会では、多くの消防機関や学識経験者が参画し、本議事に係る内容について検討してきた。

検討部会に参画している消防機関は、消防法施行令（以下「令」という。）第 8 条に規定する区画に特に高い関心を持っている。当該区画は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の基準の適用について、別の防火対象物とみなすとされている。

別の防火対象物とみなすということは、本来は棟の延べ面積で必要となる消防用設備等が、区画された部分ごとの床面積で、その要否を判断できることとなる。これまでは「開口部のない」という規定であったため、非常にシンプルに考えることができた。しかし、その区画について、一定の条件を満たす開口部なら、開口部があっても別棟とみなせるということになると、消防の現場で大変なことになる。

先ほど委員から、開口部に設ける特定防火設備の劣化防止についての話も出たが、現場の消防機関としては、建物の利便上、防火設備が閉鎖しないようくさびを打たれたりするなど、そもそも特定防火設備が閉鎖される保証がないことを懸念している。

そのような状況も想定されるため、開口部のある区画で別棟扱いを認めることは、火災予防上の危険性があるとして、消防機関は非常に関心を持っている。

資料 3-1 の 19 ページ目 2 の「省令」(1)に記載があるとおりの、今回新たに制定される令第 8 条第 2 号に基づき、「渡り廊下又は火災の発生のおそれの少ない室（コア）」で区画する防火対象物は、「建築防耐火別棟の適用を受ける防火対象物」とされ、建基法上の防火の規定で別棟扱いとされる建築物に限られることとなるため、その点について

は、検討部会に参画している消防機関も納得をしているところである。

しかし、ここでは、「建築防耐火別棟の適用を受ける防火対象物」のうち、開口部が設けられる壁タイプの区画の取扱いについて記載がない。

先ほどの事務局からの御説明として、開口部が設けられる壁タイプの区画が認められる要件について、資料に記載がないということは、実際のところは、開口部が設けられる壁タイプの区画は認められないということによいか。

また、今後、建基法上の検討が進み次第、消防側も再度検討することとなるのか。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画については、資料 3-1 の 19 ページ目 2 の「消防庁告示」(4)にて、「その他これらに類する防火対象物の部分」として、渡り廊下等と同等以上の措置として認められる場合には、令第 8 条第 2 号に規定する防火上有効な措置とすることとしており、あくまで規定上は読める書きぶりとしている。

御意見のとおり、具体的な仕様については規定していないため、基本的には認められないものとする。

一方、建基法では、国土交通大臣の認定を受けた建築物については、開口部が設けられる壁タイプの区画であっても、防火の規定上、別棟扱いとされるものと承知している。今後、当該認定を受けた個別の事例が積み重なる中で、当該認定を受けた建築物の開口部が設けられる壁タイプの区画については、個別評価として、「その他これらに類する防火対象物の部分」と認められ得るものとし、また、場合によっては通則化し、消防庁告示に定める基準を見直すことも想定される。

現時点では、国土交通大臣による認定を受けた個別の建築物については、消防側も個別評価できるような規定とはするものの、基準については具体的に定めないこととしている。

- 例えば、開口部に単に防火設備を数枚つけたから認めるということにはならないものの、施主側で色々工夫をし、国土交通大臣の認定を受けた建築物については、消防庁としても専門委員会等で検討し、場合によっては認めていく、という理解によいか。
- 消防庁として、国土交通大臣の認定を受けた建築物をどのように個別評価していくかという具体的な運用ルールはまだ定めていないが、イメージとしては御意見のとおりである。
- 承知した。検討部会の部会長としては、いずれにしても、現場の消防機関が困らないようにだけはしていただきたいというのが意見である。
- 開口部が設けられる壁タイプの区画については、国土交通大臣の認定を受けた建築物を消防側も検討していくということであるが、資料 3-1 の 18 ページ目「基本的な考え方」に、「防火上の措置として渡り廊下等と①延焼拡大防止、②煙影響防止、③動線確保の3つの観点において「同等」と判断できる場合には、消防別棟（令第 8 条第 2 号）として扱うことができるよう規定する。」と記載され、また、従前からの運用や、個別評価で認められている事例があることから、「今後も、渡り廊下等と防火上の措置として「同等」と認められる場合には消防別棟（令第 8 条第 2 号）として扱えるよう規定す

る。」と記載されている。

「同等」と認めることについて、各消防機関や評価機関がそれぞれで判断することとなるのであれば、各消防機関や評価機関での判断がバラバラになる可能性があるので、基本的な考え方について、消防庁でしっかりと示していただきたい。

- ただ今の委員の御意見に関連することとして、資料 3-1 の 19 ページ目 2 の「消防庁告示」(4)の「同等以上の措置」については、消防庁として専門委員会等で検討した上で個別評価していくという方針は、先ほど事務局から御説明があったが、開口部が設けられる壁タイプの区画については、今後世の中に出てくると考える。

世の中に出てきた際に、どのように対応していくのか、もう少し具体的に示していただきたいということで、ただ今の委員の御意見と同意見である。

特に、「同等以上の措置」がされていると判断する主体は、実際には一般財団法人日本消防設備安全センターや各消防機関となるのか。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画については、まだ世の中に存在していないものであり、どのような形のものとなるか、まだはっきりしていないため、今の時点で、どのように評価をするのかという具体的な基準を定めることは困難であると考え。

今後、国土交通大臣の認定がされていく中で、その内容を踏まえて対応を考えていく必要があると考える。

また、個別評価の仕方については、緩衝帯における一般財団法人日本消防設備安全センターでの評価や、各消防機関の基準など、既に運用されているものを生かしながら、開口部が設けられる壁タイプの区画については、消防庁でもしっかりと検討した上で、今後の事例を見ながら対応していく所存である。

- 全国の消防機関と評価機関で、判断がバラバラになることはあってはならないと考える。

消防庁として考え方や方針を示していただかないと、全国の消防機関も評価機関も判断ができないのではないかと考えるので、よろしくお願ひしたい。

- 資料 3-1 の 9 ページ目に、本検討会に係る検討部会での御意見として、「渡り廊下やコア部分の面積や用途の取扱いは、現状、各消防本部の判断で運用されている。今回、令第 8 条第 2 号において 26 号通知の渡り廊下等を省令等で細かく規定するのであれば、その取扱いを明確にすべきである。」とある。

「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号)では、渡り廊下部分の用途の取扱いや消防用設備等の警戒範囲が明確になっていないため、消防機関ごとに判断が異なるという状況が生じる可能性があると考え。

消防法施行規則(以下「規則」という。)や消防庁告示では運用の詳細を明確に示すことは困難であると思うので、通知等で示していただきたい。

- 御指摘いただいた運用については、各消防機関に意見照会し検討をしているところであるため、各消防機関からの御意見も踏まえながら、運用の詳細について検討していく所存である。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画については、事前に御説明を受けた段階では、原則認められないものと理解していたが、資料 3-1 の 18 ページ目の「基本的な考え方」の記載など、資料上は、開口部が設けられる壁タイプの区画について原則認められるものとも解釈できる。

開口部が設けられる壁タイプの区画は原則認められないものと、資料上も明確にした方が良いのではないか。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画の対応については、資料 3-1 の 16 ページ目の「対応」に記載している。

開口部が設けられる壁タイプの区画を認めるためには、具体的な規定を設けなければならないと考えるが、今回の一部改正では具体的な規定を設けないこととしている。すなわち、開口部が設けられる壁タイプの区画は、原則認められないものとなっている。ただし、個別評価にて、渡り廊下又は火災の発生のおそれの少ない室（コア）タイプと「同等」と認められるものについては、認め得る余地があるという考えである。

- 「開口部のない」という規定が生かされるという意味なら分かるが、規定を設けないということは、イコール原則認められないということとなるのか。

- 資料 3-1 の 19 ページ目 2 の「省令」の記載が認められるものとなり、認められる具体的なものについては、同ページ 2 の「消防庁告示」の記載となる。

ここに規定として記載がない開口部が設けられる壁タイプの区画については、原則認められないこととなる。

なお、開口部が設けられる壁タイプの区画を個別に評価し、防火安全性が確保されるものとして、同ページ 2 の「消防庁告示」(4)に記載している「同等以上の措置」と認められることは、制度としてはあり得るものとしている。

- 資料上の表現として、開口部が設けられる壁タイプの区画は原則認められないという趣旨をもう少し分かりやすく書いた方が良いのではないか。

また、開口部が設けられる壁タイプの区画が、まだ世の中に存在していないため、仕様が分からず基準が定められないという御説明であったが、建基法上認められるものであるのであれば、今後世の中に出てくるものであると理解している。

今後世の中に出てくるのであれば、どのようなものなら認められるか、という基準を事前にある程度示しておかないと、設計側の都合に押し切られてしまうのではないか。

- ただ今の委員の御意見については、検討部会としても同じ考えである。

検討部会では、令第 8 条の規定は変えないという考えが原型であるが、世の中のニーズにも対応するために、この度の政令の一部改正に至ったと理解している。

政令の一部改正において、令第 8 条の規定の原型を残しつつ、どのような条文にするかと検討した結果、今回規定された令第 8 条第 2 号の書き方になったと思う。

令第 8 条第 2 号が規定され、その細目を規則で規定することとなり、規則において、現場の消防機関が困らないような規定とするということで、検討部会として了解している。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画については、今後具体的なものが世の中に出てきた段階で、検討部会等で検討していくという意思表示をした方が良いのではないかと。
- 本検討会においては、開口部が設けられる壁タイプの区画について、御心配されている御意見が多いものと認識している。

事務局としても、開口部が設けられる壁タイプの区画は、開口部の特定防火設備の信頼性等からも問題があるということは理解している。ただし、開口部が設けられる壁タイプの区画については、直ちに世の中に出てくるものであるとは考えておらず、消防機関に相談があったとしても現時点では評価が困難であるため、基本的には認められないものであると想定している。

そのような考えの下で、資料3-1を作成しているが、表現が分かりづらく、ニュアンスが伝わりづらいという御意見が本検討会でも非常に多いと認識しているため、資料上の表現について少し考えさせていただきたい。

また、令第8条に規定する区画について、個別評価が必要とされる、開口部が設けられる壁タイプの区画については、まずは消防庁に御相談いただくよう周知したい。

なお、はじめからガイドライン等で詳細を示すということは、1件、2件の事例だけでは困難であると考えているが、まずは個別評価について消防庁としても関与するという形で進めていき、その後、実績が積み重なって一般ルール化できるようであれば、その際は規定に追加していくということも考えることとしたい。

- 承知した。御意見があった委員はいかがか。
- 資料の書きぶりも考えていただける旨承知した。
- 本検討会の委員は皆同じ考えであると思うので、事務局には今後の対応についてよろしくお願ひしたい。
- 開口部が設けられる壁タイプの区画について、開口部の特定防火設備を2枚設けることや、遮煙性能について御説明もある中で、特定防火設備への信頼性の話もあったが、フェイルセーフを考える上で根底に置いておかなければならないものとする。また、火災のフェーズを考える中で、建基法でも消防活動支援性能について配慮しているが、消防側が対象とする火災のフェーズと、建築側が対象とする火災のフェーズに、場合によってはそごが生じる可能性があるとする。その場合の補完についてどうするかという考えも、フェイルセーフに入れ込むべきであり、過酷な状況下で活動することが想定される消防へのフェイルセーフ的な対策について、どのようなものがあるかということを考えるべきである。また、資料3-1の19ページ目2の「消防庁告示」(4)の記載について、「(1)～(3)と同等以上の措置」とあり、開口部が設けられる壁タイプの区画や緩衝帯について記載がある。緩衝帯については、一般財団法人日本消防設備安全センターでの評価の際に、フェイルセーフも踏まえながら認められているものと推察している。そういったものをしっかり取り込めるために、「同等以上」と記載することは、非常に

意味があるものと考えており、しっかり運用される形となるようにしていただきたい。現場の消防機関での御懸念もあると思うが、設計側が仕様の的に認められている「(1)～(3)と同等」と考えるものを消防機関側が認めない場合、「なぜ認められないのか」という設計側の声に対して、消防機関側がしっかり答えられるような書きぶりや伝え方とすることが重要であるとする。

- 資料 3-1 の 19 ページ目 2 の「消防庁告示」(4)の個別評価を認めていく上で、どのように運用していくかについては、今後通知等を発出する際に工夫できる余地がないか考えていく所存である。

ただ今の御意見にあった緩衝帯については、既に個別評価がされているものの中に、スプリンクラー設備や防火設備が機能しない場合などのフェイルセーフも考慮され、個別評価されているものもあると承知している。

そのような個別評価の運用も見ながら、今後の対応を検討していく所存である。

- 建基法上の条文の中に、スプリンクラー設備が設置されている場合の除外規定も置かれているが、そのような除外規定もフェイルセーフの考えであると思う。そのような考え方に、特定防火設備 2 枚を設けることだけで対応できるのか、フェイルセーフとして扉だけで良いのか、ということも検討すべきであるとする。

- 開口部が設けられる壁タイプの区画の運用については、いただいた御意見も踏まえて検討していく所存である。

- 先ほど委員が確認した内容であるが、もう一度確認したい。

資料 3-1 の 12 ページ目の右図について、消防庁からの御説明によるとあり得る状況とのことだが、建基法上あり得るのか。

- 資料 3-1 の 12 ページ目の右図は、避難の規定においては 1 棟としての適用であり、避難施設である階段の基準を満たしている場合は、あり得る。ただし、実際このような状況になる可能性は低いと考えている。

- 避難動線の考え方について、資料 3-1 の 12 ページ目の「考え方」に「設置単位となる各ブロックごとに、地上までの独立した動線（通路や階段）が確保されていることを前提とすべきである。」と記載されており、同資料の 19 ページ目 2 の「省令」(1)にも「各ブロックに直通階段が設けられているように区画すること」と記載されているが、「通路や階段」の仕様は、直通階段であること以外に何か要件はあるか。

それとも、普通の直通階段であれば良いのか。

- 階段は直通階段であれば良いと考える。

コアで挟まれていることを持って延焼拡大防止が図られていると考えられることから、ブロックごとに建基法上のフルスペックの避難規定までは求めなくても良いのではないかと考える。

- 建基法上の防耐火別棟について、防火の規定上は別棟扱いとされ、避難の規定上は 1 棟とされる場合があるとの御説明だが、法的にそのようなことが本当にあるのか。

- 建基法上、防火の規定上は別棟扱いとされるものであっても、避難の規定を満たすもの

については、避難の規定上は1棟とされる法体系となっている。

避難の規定については、コアがなかったとしても当該規定を満たすことを要するが、さらにコアがあることで、コアの先の部分については延焼防止上の安全性は確保できていると考えられ、より安全側の規定となっている。

- 「別棟」というと、別の建物というイメージである。
- 御意見を踏まえ、今後の周知のあり方について丁寧に考えていく所存である。
- 資料3-1の15ページ目に建基法上の防耐火別棟の図があるが、壁及び特定防火設備2枚のつなぎ方が非常に重要になると考える。  
ここにシャッターが併設になる場合も考えられるが、当該特定防火設備の性能について、建基法上の運用を明確にしていきたい。
- 開口部に設ける特定防火設備については、壁と同等の性能を持たせることとしており、遮炎性、遮熱性、遮煙性や、本日御意見のあった信頼性について、十分に検討をしている必要があると認識している。  
今後、開口部が設けられる壁タイプにおける国土交通大臣の認定についても、消防庁とも連携し、具体のあり方について考えていく所存である。

## (2) その他について

### ア 厚木市で発生した駐車場火災について

- 参考資料3-2-1の18ページ目に記載の「①事業所による自衛消防活動等」及び「②消防隊による消防活動」だけでは、厚木市で発生した駐車場火災と同様の火災に対処することは困難であり、同ページ上段の「欧米における駐車場の防火対策に関する動向等について調査するとともに、必要に応じて防火上の観点から検討を行っていくこと」が重要と考える。具体的に今後どのように行っていくかという予定があれば御教示いただきたい。
- 欧米における駐車場の防火対策に関する動向等についての調査は、現在実施しているところであり、年度内には一定の整理をしていく所存である。  
加えて、駐車場火災一般の話として、厚木市で発生した駐車場火災の防火対象物には泡消火設備の設置がなかったが、泡消火設備に用いられる泡消火薬剤については、環境規制の関係で見直しを図っている。  
また、今後も車両を用いた消火実験を継続的に実施することを考えている。  
さらに、消防庁として、駐車場火災の状況や、車両の仕様の動向についても注視していく所存である。
- 参考資料3-2-1の2ページ目に駐車場火災の概要の記載があるが、出火した2階だけでなく、1階と屋上についても、それぞれ車両が焼損している。  
出火階以外に存していた焼損車両が、どのようなものであったかを確認することも、駐車場の防火対策に関係するものと考ええる。  
また、車の難燃処理に対する環境への対応が、昨今非常に厳しくなっている。



車両に難燃処理を施すと環境に悪影響を及ぼす可能性もあるという点と、車両を難燃化するという点の整合についても、今後検討していくべきであると考えている。

- 技術の進歩等により、車両の仕様が変わっていくということは止められないものと考えているが、その上で、駐車場火災についてどのように対策していくかについては、消防庁としても、火災予防の観点と、警防の観点からも検討していく必要があると考える。今後も車両の仕様の動向について注視しながら、対応を考えていく所存である。

#### イ 令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況について

- 令和6年能登半島地震に伴う火災の被害状況等については、様々な機関等による調査報告がなされており、消防庁としても、令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況について、速報を随時更新されているが、火災に関する具体的な調査報告がまだ出ていないように見受けられる。  
いつごろ速報に記載されるのか。
- 現在、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官調査として、複数回現地入りしている状況である。  
火災に関する具体的な調査報告について、いつごろ公表できるかは未定であるが、いずれ公表させていただく所存である。
- 速報として、現時点で把握している焼損棟数や焼損床面積について、早めに概要情報だけでも出すべきではないか。
- 御意見を踏まえ、今後の対応について考えていきたい。

以上